

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日か休日に  
当たるとき  
は、翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定等
- ◇人事委員会規則 県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則  
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十八号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条」の下に「第一項」を加える。

第四条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条の見出しを「(許可証票等)」に改め、同条中「第六条」の下に

「本文」を加え、同条に次の一項を加える。

2 条例第六条ただし書の規定による許可の表示は、様式第三号の二による許可済印の押印によるものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

(身分証明書)

第五条の二 条例第九条の三第二項の規定による身分を示す証明書は、様式第三号の三による。

第六条の見出しを「(適用除外の基準等)」に改め、同条第三項中「第一項」を削り、「やむを得ないもの又は慣例的なもの」を「慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもの」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

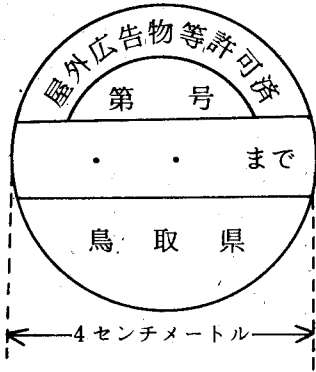
三 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第三の基準に適合するもの

第六条第二項中「第一項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第十条第三号及び第四号に規定する規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

様式第一号中「~~濵~~斗~~濵~~斗~~濵~~斗」を「~~濵~~斗~~濵~~斗~~濵~~斗」に改める。  
様式第二号中「~~濵~~斗~~濵~~斗~~濵~~斗」を「~~濵~~斗~~濵~~斗~~濵~~斗」に改める。  
様式第三号を次のように改める。

様式第三号の二 (第五条関係)



様式第三号 (第五条関係)

<b>屋外広告物等許可証票</b>	
許可年月日 及び番号	. . . 第 号
許可期限	. . . まで
鳥 取 県	

様式第三号の次に次の二様式を加える。

4センチメートル

6センチメートル

様式第三号の三 (第五条の二関係)

(表面)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	年 月 日生	
この証明書を携帯する者は、鳥取県屋外広告物条例第9条の3第1項に 規定する検査を行う職員である。		
	年 月 日	
	鳥取県知事	
	印	

(裏面)

鳥取県屋外広告物条例 (抜粋)

(立入検査等)

第9条の3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(罰則)

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (4) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 様式第四号中「様式第4号」を「様式第四号(第七条関係)」に改める。
- 様式第五号中「様式第5号」を「様式第五号(第七条関係)」に改める。
- 様式第六号中「様式第6号」を「様式第六号(第八条関係)」に改める。
- 様式第七号中「様式第7号」を「様式第七号(第十条関係)」に改める。
- 様式第八号中「様式第8号」を「様式第八号(第十三条関係)」に改める。
- 様式第九号中「様式第9号」を「様式第九号(第十四条関係)」に改める。
- 様式第十号中「様式第10号」を「様式第十号(第十五条関係)」に改める。
- 様式第十一号中「様式第11号」を「様式第十一号(第十五条関係)」に改める。
- 別表中「別表」を「別表(第四条関係)」に改め、同表の一般的基準の項第二号中「剥離」を「剥離」に改め、同項第四号中「次のいずれにも」を「次に掲げる基準に」に改め、同項第五号を次のように改める。
- 五 広告物等が信号機又は道路標識の効用を妨げるものでないこと。
- 別表の個別的基準の項第一号を次のように改める。
  - 一 野立ての広告物等
    - イ 広告物等の表示場所又は設置場所が道路又は鉄道から原則として一〇〇メートル(条例別表第三に規定する制限地域のうち道路から両側五〇〇メートル以内の地域又は鉄道から大山側五〇〇メートル以内の地域が制限地域とされている地域にあつては、二〇〇メートル)以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

ロ 他の野立ての広告物等から一〇〇メートル以上離れているものであること。ただし、知事が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

ハ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 広告板

(イ) 一面の面積が三〇平方メートル以下であること。

(ロ) 高さが地面から六メートル以下であること。

(二) 広告塔

(イ) 高さが木造のものにあつては一〇メートル以下、その他のものにあつては二〇メートル以下であること。

(ロ) 幅が高さの五分の一以下であること。

別表の個別的基準の項第二号のイの(二)中「一箇」を「一個」に改め、同項第三号の(四)中「しないものである」を「するものでない」に改め、同項第四号の(二)中「巻き付け、又は直接塗布する」を「巻き付ける」に改め、同号の(六)中「一箇」を「一個」に改め、同号に次のように加える。

(ロ) 電柱に直接塗布するものでないこと。

別表の個別的基準の項第五号の(一)中「しないものである」を「するものでない」に改め、同号の(四)中「一箇」を「一個」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 バス停留所標識を利用する広告板

(一) 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。

(二) 表示面積が〇・二平方メートル以下のものであること。

別表の個別的基準の項第七号の(一)中「しないものである」を「するものでない」に改め、同号の(二)中「一箇」を「一個」に改め、同項第八号のロ

中「垂幕」を「垂れ幕」に改め、同号のハの(三)中「しないものである」を「するものでない」に改め、同項第十号中「十 アドバルーン」を「十気球広告」に、「アドバルーンに吊り下げる」を「気球につり下げる」に改め、同項第十二号中「つ度」を「都度」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二(第六条関係)

適用除外の基準

一 条例第十条第三号の基準

表示面積が一〇平方メートル以下であること。

二 条例第十条第四号の基準

(一) 表示面積が一・五平方メートル以下であること。

(二) 高さが地面から一・五メートル以下であること。

別表第三(第六条関係)

街灯に表示する広告物の基準

一 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

二 大きさが縦一・一メートル以下、横〇・三メートル以下であること。

三 突き出し部分の長さが〇・四メートル以下であること。

四 道路の中心線に直角に設置するものであること。

五 地面から広告板の下端までの高さが四・五メートル以上であること。

六 街灯柱一本につき一個であること。

附則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百五十一号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第六項の規定に基づき、ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級を次のように定め、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和四十七年十二月鳥取県告示第七十三号(ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率に係る等級について)は、昭和五十一年三月三十一日限り廃止する。昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 ゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級(以下「等級」という。)は、ゴルフ場のホール数及び利用料金に依り、次の表のとおりとする。

等級	ホール数が一八ホール以上のゴルフ場	ホール数が一八ホール未満のゴルフ場
一級	利用料金が五、〇〇〇円以上のもの	
二級	利用料金が三、〇〇〇円以上五、〇〇〇円未満のもの	
三級	利用料金が二、五〇〇円以上三、〇〇〇円未満のもの	
四級	利用料金が二、〇〇〇円以上二、五〇〇円未満のもの	利用料金が三、〇〇〇円以上のもの
五級	利用料金が一、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満のもの	利用料金が二、五〇〇円以上三、〇〇〇円未満のもの
六級	利用料金が一、五〇〇円未満のもの	利用料金が二、五〇〇円未満のもの

備考

1 利用料金とは、当該ゴルフ場の非会員の平日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」と総称する。))以外の日をいう。におけるグリーンフィーの額をいう。ただし、非会員が当該ゴルフ場を利用する際グリーンフィー以外に当該ゴルフ場の利用の対価又は負担として支払うべき料金がある場合において、その料金の額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を当該グリーンフィーの額に加算した額をグリーンフィーの額とみなす。

2 1のグリーンフィーの額が当該ゴルフ場の非会員の休日におけるグリーンフィーの額(非会員が当該ゴルフ場を利用する際グリーンフィー以外に当該ゴルフ場の利用の対価又は負担として支払うべき料金がある場合において、その料金の額がグリーンフィーの額の二十パーセントを超えるときは、その超える額を当該グリーンフィーの額に加算した額)の七十パーセントに満たないときは、1にかかわらず、当該非会員の休日におけるグリーンフィーの額の七十パーセントに相当する額をグリーンフィーの額とみなす。

二 開設の日から三年を経過していないゴルフ場に係る等級については、当該三年を経過するまでの間は、前号の規定にかかわらず、同号の規定による等級の一等級下位の等級(同号の規定による等級が六級であるときは、六級)とする。

三 昭和五十一年度における等級については、前二号の規定にかかわらず、これらの規定による等級の一等級下位の等級(同号の規定による等級が

六級であるときは、六級)とする。

### 人事委員会規則

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第五号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び女子教育職員」を「女子教育職員」に改め、「第三条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員」の下に「及び義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第十五条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員」を加える。

#### 附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第六号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び女子教育職員」を「女子教育職員」に改め、「第三条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員」の下に「及び義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第十五条第一項の規定に基づき臨時的に任用された職員」を加える。

#### 附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】